

平成16年度当初予算の編成について（通知）

本県経済の現状

本県の経済情勢は、7月の景気動向指数では概ね横ばいで推移し、8月の県内有効求人倍率も0.03ポイント改善しているが、他方、9月の企業倒産状況は過去10年間で負債額が最も多くなるなど、今後の経済状況は予断を許さず、引き続き注視する必要がある。

また、中国をはじめとする東アジア諸国からの輸入攻勢を背景とした価格面における過当競争により、主要地場産業の業界では、依然として減収・減益の深刻な状況が報告されており、その他の産業でも、冷夏などの天候不順による国内消費の低迷や企業間競争の激化による影響は大きく、厳しい状況が続いている。

国財政の現状

我が国の経済も、本年10月の月例経済報告の基調判断では、「景気は持ち直しに向けた動きが見られる」として、基調判断を上方修正した前月と同様の判断が示され景気判断に明るい兆しが見られるが、円高や長期金利の上昇といった懸念材料も見られることから、景気の先行きは予断を許さない状況である。

こうした状況をふまえ、国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」により構造改革を更に本格的に推進するとし、国の平成16年度当初予算編成では、平成15年度に引き続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成15年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとしている。

我が国の財政状況は、平成15年度末の国債残高が450兆円、国・地方併せた長期債務残高は686兆円程度に上るなど、引き続き主要先進国中最悪の水準であるが、デフレの克服と不良債権問題を解決し、中期的には、「活力にあふれる民間部門と簡素で効率的な政府」を構築し、「民間需要主導の持続的成長」の実現を目指すとしている。

地方財政の現状

地方財政においても、バブル経済崩壊以降の数次にわたる景気対策等により増発した地方債や交付税特別会計の借入金等を併せた借入金総額は、平成15年度末には199兆円に達するなど、きわめて厳しい状況にあり、今後一層深刻になることが憂慮されている。

こうした中で、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高め、地方自治本来の姿を実現していくことが課題となっている。

本県財政の現状

本県財政の状況をみると、平成15年度末の借入金残高は約1兆2千2百億円、一方基金残高は849億円となる見込みであり、今後公債費増高のピークをむかえるのに加え、最近の経済情勢を反映した県税の伸び悩みや、三位一体改革の具体化に伴い、交付税や国庫支出金等の動向に不透明さが加わっており、平成16年度予算を取り巻く財政環境は引き続き大変厳しい状況にある。このような財政状況は、今後もしばらく同様であると見込まれる。

従って、新年度の予算編成に向けては、地方税財政をめぐる改革の動向や県内の経済環境を慎重に見極め、将来的な財政状況も踏まえながら、「入るを計りて出ざるを制す」という予算編成の原則に基づき、これまで以上の努力により相違と工夫を凝らすとともに、県民の理解と協力のもと、過去の経緯にとらわれずに歳出構造の抜本的な改革を進めながら、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、所要一般財源の抑制に全庁一丸となって取り組んでいく必要がある。なお、今回の予算編成から導入する部局別枠予算は、このような効率的かつ効果的な財源配分における施策所管部局の自主性を重視するものである。

平成16年度当初予算は、別紙要領により編成することとしたので、すべての職員は、こうした本県の置かれている現状を深く認識し、部内調整を徹底するなど、的確に事務処理を図られるよう通知する。

予算編成事務処理要領

第1 予算編成を取り巻く環境と基本的な取組み姿勢

(1) 国予算編成、地方財政対策等の動向に留意した的確な対応

- ・ 本県の予算編成に多大の影響を及ぼす三位一体改革や国の構造改革、概算要求基準及び地方財政対策等に基づく制度改革、予算配分等の動向には特に留意し、内容が判明次第、改正主旨に沿って的確に対応すること。
- ・ 16年度の国の概算要求基準においても、地方公共団体への奨励的補助金を5%削減予定としているが、県費による超過負担等に対しては、厳正に対処することは勿論、国の制度を基礎として実施している県単独制度についても、国の制度変更に伴い県費負担が増加することのないよう、特に留意すること。
- ・ なお、これらの制度変更に伴い、国庫支出金が地方税などの一般財源に振り替えられた場合は、必要に応じて、部局別枠予算の総額を変更するなど所要の対応を行う予定であること。

(2) 厳しい16年度収支見通し

- ・ 県税収入は、景気の低迷などから、依然として14年度対前年比約300億円の減となった税収は回復できず、15年度程度と見込まれるほか、地方交付税も制度の見直しにより減額が見込まれるなど、県の主要な一般財源の増額確保はきわめて厳しい状況である。
- ・ 他方で、公債費が増嵩するなど、現行の地方財政制度を前提にした収支見通しの推計によれば、16年度の財源不足見込額は、約300億円程度(別添)になること。また、このような状況は、公債費の増嵩が今後しばらく続くことから、17年度以降も基本的には同様であることが予想される。
- ・ 予算要求に当たっては、これらの中期的な財政状況も見据え、編成基準(後述)に基づき、適正に要求(編成)を行うものとする。

(3) 自立的な行財政運営

- ・ 地方分権の推進に向けて、国庫補助金、地方税、地方交付税をめぐって様々な議論がなされ、国の予算編成の中でどのように具体化されるか注視する必要があるが、本県においても、今後の財政運営に当たっては、国庫補助金、地方交付税優先の予算編成から、県税収入に連動した予算を編成する必要がある。
- ・ 岐阜県財政専門委員会での議論を踏まえ、このような予算編成の指針となる新しい財政運営方針を作成する予定である。

(4) 予算編成の取組方針

- ・ 具体的な予算編成に当たっては、本県の伝統である「健全財政の堅持」と、現在の経済情勢に対処するための「景気への配慮」という取組方針を掲げ、バランスを取りながら両立を図っていくこと。
- ・ また、「歳出改革」に取り組むに当たっては、個々の事業を一律削減する方式ではなく、施策効果を十分に吟味したうえで、思い切った取捨選択を行う「重点増減方式」を徹底すること。

(5) 県民にとって真に必要で効果的な事業の選択

- ・ 「納税者への責任を果たす」という視点に立ち、最小の経費で最大の効果を上げるべく、限られた財源の中で知恵を絞って、より効果的な事業を選択すること。（以下の要求は厳に慎むこと。）

- ・ 単に従来型の要求を継続するような工夫のない要求
- ・ 県費丸抱え的な発想による要求

- ・ より効果的・効率的かつ総合的・横断的に施策を展開するため、「県政の総合的基本方針」に沿って横割り・複合予算の観点から、総合的に施策の立案を検討すること。

また、「21世紀型県政に向けたテイクオフ重点戦略」、「4つのスローガン」をふまえ、施策の重点化を図ること。

- ・ 特に部局別枠予算の編成に当たっては、県民ニーズに対応した効率的で効果的な予算となるよう留意すること。

(6) コスト意識の醸成

- ・ 13年度から毎年「行政コスト計算書」を作成し、公表しているところであり、各部門別の行政サービスの成果についてコスト面から分析を行い業務の参考とするとともに、所管事務事業についてのコスト意識の醸成に努めること。

第2 総括的事項

(1) 「入るを計りて出づるを制す」 - < 予算編成プロセスの改革 >

- ・ 歳入を固めた上で、歳出がその範囲内に収まるように、また、限られた財源を現場のニーズを踏まえ、効果的・効率的に配分するため、16年度当初予算編成から部局別枠予算を導入し、これに伴い予算の区分も見直し、その区分に応じて予算協議を重点的に行うこととしたので、別に通知するところに従い、これらの趣旨が適格に実現されるよう留意すること。
- ・ 新しい予算の区分毎に、「編成基準」を設定したので、重点増減方式により、徹底的に事業の見直しを行うこと。
- ・ 政策予算の「要求基準」は、予算協議上の目標を定めたものであり、これを上回って要求することも可能であるが、財源不足が約3

00億円という厳しい財政状況を深く認識し、真に必要なものに限
定して要求すること。

- ・ 現時点では、来年度の確実な歳入予測がつかないことから、16
年1月中旬を目途に「平成16年度歳入歳出予算フレーム」を策定
する予定であるので、当フレームにおいて財源不足が生じた場合は、
各部局の歳出予算計上予定額をさらに減額調整する予定であるので
十分留意すること。

(2) 部局別枠予算の導入

- ・ 部局別枠予算は、県民(現場)に近い施策所管部局(各種委員会を含
む。)が、その権限と責任により自主的に予算を編成することによっ
て、県民と直接関わりのある各種行政施策に関する予算が、県民ニ
ーズを踏まえた効果的な予算、行政コストを抑えた効率的な予算に
なることを目的とするものである。
- ・ したがって、部局別枠予算の編成に当たっては、自らが所管する
施策分野に関する県民の意見、要望等を幅広く把握したうえで、各
部局の施策方針を策定し、これらを可能な限り16年度の施策に反
映するよう、既存事業について必要な見直しを加え、新たな事業を
工夫することが必要である。
- ・ また、同種の事業を行う関係他部局とも連携を図り、双方の事業
を連携して実施する、あるいは一つの事業を協働で行うなどの工
夫を行い、事業の効果(費用対効果)を高めることも必要である。
- ・ なお、部局別枠予算の編成に当たり、以上のことをどのように実
践したかを別途とりまとめ、県民に対して公表していくこととして
いる。

(3) 地域予算編成の見直し

- ・ 部局別枠予算の導入に併せ、地域予算についても、地域の課題を
解決するために地域振興局が自主的に企画、立案及び執行する予算
として、その内容を見直したところである。
- ・ このような見直しの趣旨を踏まえ、各地域振興局は、横割り・横
断的な観点に立って地域の課題を解決するために必要な事業を予算
化するとともに、本庁各部局(委員会を含む。)は、地域振興局他現
地機関に関わる事業を予算化するに当たっては、地域振興局等との
調整を十分図り、各種情報の共有を図ること。
- ・ 地域予算の内容は、各地域振興局が自主的に定めることができる
ものであるが、補助交付金事業(実質的に地域振興局が参画している
実行委員会方式の負担金を除く。)、基盤整備事業及び職場環境整備
事業に充当することは認めない。
- ・ なお、地域予算は、あくまで各地域振興局が自主的に編成する予

算であり、本庁各部局が企画して行う事業の財源とするものではないので留意すること

(4) 各種行政評価システムの活用

- ・ 編成基準を達成するために、全ての事務事業をゼロベースに立ち返って、政策的意義、事業の有効性・必要性や効果などのあらゆる視点から、「施策評価」、「公共事業評価」など各種行政評価システムを活用し、見直しを行うこと。
- ・ この趣旨をより徹底するため、新行政推進室から通知した「平成15年度施策評価の実施について」(平成15年6月9日付け経営管理部長通知)による施策評価の結果を、予算要求資料様式に具体的に記載することとし、予算協議の場でも積極的に活用する予定であること。

(5) スクラップ&ビルドの徹底による新規・拡充施策の実現

- ・ 21世紀の新しい政策課題への積極的な対応や一層の県民福祉の向上を目指した新規施策を実現して、明るく・元気の出る予算編成を行うため、各部局は今まで以上に創意・工夫をこらすとともに、新規・拡充事業の所要「財源」については、原則として既存事業の見直しにより「同額の財源」を捻出、確保することとし、「スクラップ&ビルドの原則」を徹底遵守すること。

(6) 施策の重点化

- ・ 既存事業の見直し、事業の新設・拡充にあたっては、「将来の税収増に直結するもの」「雇用創出効果があるもの」などに特に重点を置いて、事業内容を検討、精査すること。なお、今回の予算編成から、これらに該当する事業については個別にコードを付し、とりまとめを行うこととしている。

(7) 地方分権の推進を踏まえた予算編成

- ・ 住民に対する行政サービスは住民にとって身近な行政主体により行われるべきという「近接・補完の原理」の考え方を踏まえ、関係市町村との十分な協議を踏まえ、市町村への権限移譲を推進すること。
- ・ 市町村に関係する事業については、関係市町村の意見、要望や協力体制をふまえ、事業内容を検討し、予算計上を行うこと。
- ・ 市町村に対する奨励的な補助金のあり方については、今後、岐阜県財政専門委員会において議論する予定であるが、当面、その補助金の補助率については、市町村負担額の2分の1を基本とすること。
- ・ 民間と競合する事務事業については、官・民の役割分担を明確にし、事業主体のありかたについて十分検討すること。

(8) アウトソーシングの全庁的な推進

- ・ 顧客(県民)本意に基づく成果主義やスピード重視等の企業経営の優れた点を積極的に導入し、「最小の県民負担で最大の県民福祉」を実現するため、すべての事務事業について、アウトソーシングの導入を検討すること。(「アウトソーシングの全庁的推進に向けて」(平成15年9月29日付け文書)参照)
- ・ 同様の趣旨から、公共施設等の整備・維持管理・運営等におけるPFI手法の導入、各種事業実施におけるNPOとの協働についても検討、推進すること。
- ・ なお、本年9月2日に地方自治法が改正され、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されているので、施設の適正かつ効率的な管理を図る観点から、当該制度の導入について検討すること。

(9) 通年の予算編成

- ・ 当初予算は、年間総合予算として編成することが原則であるが、国予算編成の状況及び社会経済情勢の変化等に的確に対応できるよう、必要に応じて補正予算で検討することとしている。このため、重要施策で方針が定まっていない事業や要求内容の熟度が低い事業等については、当初予算における無理な計上や過大な要求は厳に慎むこと。
- ・ 部局別枠予算(一般分)、地域予算については、配分した枠総額の補正は行わないこととしているので、年間の所要額を十分見通したうえで、適正に予算計上すること。
- ・ 政策予算、部局別枠予算(非裁量枠)、共通予算に属する事業で実績に基づいて精算額により補正対応しているものについては、極力当初で適切な予算額を計上することとし、原則として補正対応は予定していないこと。

(10) 予算編成過程の公開

- ・ 予算要求の「透明性」の確保及び「説明責任」を全うする観点から、引き続き予算編成過程を公開するので、要求にあたっては事業実施による県民のメリット、実施主体等を十分吟味すること。

(11) 調達方式の見直しによる実質予算の拡大

- ・ デフレメリットを享受し、予算の有効かつ効率的な活用を図るため、各種物品・サービス等の調達にあたっては、市場価格の動向等を十分踏まえた上で、適切な歳出見積りをする。特に、最近、随意契約方式採用理由について議論がなされていることに鑑み、予算額の積算についても、可能な限り複数者からの見積もりを踏まえること。

なお、従来から取り組んでいる物品やサービス提供の調達方法及び建設工事の発注方法の検討結果も参考にしながら、予算要求段階

から最も経済的、合理的な調達手法を念頭に置いて、実質予算の拡大に努めること。

(12) 予算積算手法の抜本的な見直し

- ・ 要求額の見積もりに際しては、「従来の積算ルール」にとらわれることなく、例年決算において多額の不用額が生ずるもの、消化率の悪い補助金や過大な安全率を見込んでいるもの等については、抜本的な見直しを行い、年間所要見込額を的確に把握して必要最小限かつ適切な予算を要求すること。

(13) 施設系プロジェクトの見直し

- ・ 施設系プロジェクトの推進にあたっては、構想段階からソフト面、運営面の検討に加え、さらに有利な財源の確保面を重視し、政策推進会議等での議論、意思決定をもとに十分な検討を加えること。
- ・ 大規模施設評価制度の対象となる施設については、評価期間を見込んだ無理のない整備スケジュールを立てるとともに、その評価結果、評価の過程での議論を踏まえた整備内容とすること。
- ・ 予算協議等の過程で設定した建設費の目標額は上限であり、実施段階では更に建設コストの縮減に最大限の努力をすること。
- ・ 有利な財源の活用見通しが立たない事業については、事業内容を精査し、段階的整備、事業年次の先送り、事業規模の縮小等、整備手法を常に点検しながら検討を加えること。

(14) 外部資金の徹底的活用等による収入確保

- ・ P F I方式の導入等を含めた外部資金の活用、自主財源確保のための政策税制の検討、受益者負担の適正化の観点による使・手数料の再点検、標準的な収穫予定量に基づく生産物売払収入の適正計上など、歳入全般にわたって徹底した見直しを行い、積極的に外部資金等の収入確保に努めること。

第3 個別的事項

(1) 予算区分毎の編成基準

政策予算の要求基準

- ・ 重要事業、横割り協働事業、庁内善政バトル事業 20億円
 - ・・・ 知事の指示により実施する事業、複数の部局が協働して行う事業で県の重要施策として位置づけられるもの、「庁内版・善政競争」での提案を実現するために行う事業(いずれも、新規事業で部局別枠予算での対応が困難なものに限る。)に対応するため、20億円の特別枠を新設したので、これらに該当するものについては、所要額を精査し、積極的に要求さ

りたい。

・プロジェクト(拠点施設)

- … 計画見積額全体の所要県費ベースで、60億円の削減を目標。従って、要求に当たっては、事業の熟度、進度を十分見極め、事業内容・事業積算を精査すること。

所要県費：県債＋一般財源のこと。以下同じ。

見積額：平成15年9月の調査結果によるもの。(平成15年9月9日付け「部局別枠予算制度に係る基礎資料について」)

・プロジェクト(特定課題)

- … 15年度当初比で10%の削減(所要県費ベース)を目標。したがって、事業の必要性、事業積算について十分吟味すること。

・個別枠事業(公共枠、県単枠)

- … 当面、公共枠は15年度当初比3%の減、県単枠は同5%の減(いずれも所要県費ベース)とするが、将来的な財政負担能力の観点から県債発行限度額を設定して、財政環境の変化等を踏まえた今後の予算編成の中で事業規模を決定していく予定であること。

・個別枠事業(公共枠、県単枠以外)

- … 見積額全体から、56億円(所要県費ベース)の削減を目標。この削減目標は、15年度当初比同額以下に相当するものであり、要求に当たっては、事業内容・事業積算について十分精査すること。

・県費10,000千円以上の投資的経費

- … 15年度当初比10%の減(所要県費ベース)を目標とすること。

部局別枠予算の編成基準

・一般分

- … 15年度当初予算比10%減(所要県費ベース)で計算した枠配分額内で編成のこと。既存事業の一律削減を想定するものでなく、配分した額の範囲内で、各部局の施策方針を踏まえ、施策の重点化を図ること。

・非裁量枠

- … 所要額を見積りのうえ編成することとするが、原則として、所要県費ベースで15年度当初予算同額として配分した枠内で編成のこと。

地域予算の編成基準

各地域振興局毎に、20,000千円以内(県費ベース)で地域予算を編

成すること。

共通予算の要求基準

所要額について十分精査のうえ要求すること。

(2) 公共投資の実質事業量の確保

- ・ 投資的経費については、限られた財源で従来と同等以上の事業量を確保するため、名目的な事業費ではなく、入札・契約制度の見直しによる安価な発注方法の検討やコスト縮減等により、いわゆる「実質事業量」の確保の観点から事業費を精査すること。

(3) 継ぎ足し単独補助金のゼロベース見直し

- ・ 県の政策的判断に基づき創設した継ぎ足し単独補助制度については、制度創設時の目的、施策効果を検証し、制度に関わる情勢の変化を分析することにより、廃止を含め原点に立ち返って見直しを実施すること。

(4) 国庫補助事業の精査・厳選

- ・ 国庫補助事業は、各県の実情や地域特性、物価水準などが異なるにもかかわらず、国が作成・指示した全国一律の基準事業費により実施されていることや財源が有利といえども1/2程度の県費が伴うことなどに鑑み、県民にとって真に必要で行政効果が上がるものかどうかを十分吟味して、適正な見積もり及び効果的な執行に努め、安易な受け入れや国の事情による事業実施などがないよう、慎重を期すこと。

(5) 調査・研究・計画策定・啓発等経費の再検討

- ・ 施策の即効性の重視及び経費節減等の観点から、必要不可欠なものを除き、既存の調査事例等により結論の方向性が推測されるにもかかわらず従来から漫然と実施されている調査・研究・計画策定や効果が不明な啓発事業などについて、廃止も含め再検討すること。

第4 その他の留意事項

- (1) 16年度の主要な財源対策として、15年度下半期予算の徹底した効率的執行による経費削減額、不用額を最大限に活用する予定であるので、下半期の予算執行に当たっては、今後の執行計画を再点検し、現段階で執行計画の確定していない真に不要不急の経費等の執行等を控えるなど、十分配慮されたい。

- (2) 人員については、12年度から5年間で、250人を目標に職員の削減を予定しており、新たな行政需要等に対しても、スクラップ&ビルド方式により、原則部(局)内の定数再配分により対応すること。また、職員で本来対応すべき業務を全面的に見直し、日々

雇用職員のあり方を検討すること。

なお、日々雇用職員（１種日々雇用職員については、定数として認められたものに限る。）に要する経費は、すべて部局別枠予算で対応することとしているので留意すること。

- (3) 債務負担行為等については、制度本来の趣旨に基づく適正な運用に留意するとともに、いずれも後年度の財政負担が義務づけられるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、対象事業、限度額、年割額等について十分精査し、真に必要なものに限り要求すること。
- (4) 県民生活に直接関連する歴史的イベントや重大な事故、判決、法改正などで、県の施策に重大な影響を及ぼす社会的な諸問題等については、迅速かつ適切に対処すること。

第 5 特別会計等

- (1) 特別会計、企業会計についても一般会計からの繰出し等を伴うことを踏まえ、予算編成にあたっては十分に留意するとともに、社会経済情勢の変化や経営状況等を勘案して、「繰出し基準」の見直しを検討すること。

なお、部局別枠予算については、一般会計に関する取組であり、特別会計には適用がないものである。

- (2) 公社や財団等の中間機構についても、別途策定予定の「中間機構に対する基本的な考え方」に基づき、各中間機構の役割を明確にし、経営の合理化に努め、長期的見通しのもとに健全経営を行うこと。
- (3) 中間機構や県が出資をしている第三セクター等で、借入金等多大の長期債務を抱えたり、経営状況が悪化し県の財政支援等が必要な団体については、「再建合理化計画」に基づき、抜本的な経営改善に努めること。